

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会生活福祉資金等貸付調査委員会規程

(趣旨)

第1条 木津川市社会福祉協議会生活福祉資金等貸付調査委員会（以下「調査委員会」という。）は木津川市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて生活福祉資金等貸付に関し、次の各号に掲げる事項を調査審議し、またはこれらの事項に関し、会長に意見を具申する。

- (1) 借入申請の決定
- (2) 貸付金の償還促進
- (3) 滞納債権に関する調査及び意見
- (4) 緊急援護資金及びくらしの資金償還免除の決定
- (5) その他生活福祉資金に関し必要な事項

(借入申請の決定)

第2条 会長は、緊急に処理する必要があるもの及び調査委員会で別に定める事項については、調査委員会の意見を聞かずに、前条各号に該当する事項の申請を決定することができる。

2 会長は、調査委員会の意見を聞かずに、前項の申請を決定したときは、次回の調査委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員10名以内の組織とする。

2 委員は、関係行政機関の職員、社協関係者、民生委員及び知識経験者の内から会長が委嘱する。

(委員長)

第4条 調査委員会に委員の互選による委員長1名を置く。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 調査委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 調査委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところに

よる。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、木津川市社会福祉協議会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年10月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成28年12月6日から施行する。